

議案第274号

指定管理者の指定について（大阪市立長居公園地下駐車場ほか8施設）

大阪市立長居公園地下駐車場ほか8施設について、次のとおり指定管理者を指定する。

1 施設の名称

大阪市立長居公園地下駐車場

長居公園（大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第3条第2項に規定する代行公園の部分に限る。）

長居陸上競技場

長居第2陸上競技場

長居球技場

長居運動場

長居庭球場

長居相撲場

長居植物園

2 指定管理者

大阪市東住吉区长居公園1丁目1番

長居公園スポーツの森プロジェクトグループ

構成員 一般社団法人 セレッソ大阪スポーツクラブ

一般財団法人 大阪スポーツみどり財団

株式会社 NTTファシリティーズ

関西ユニバーサル株式会社

シンコースポーツ株式会社

モリタスポーツ・サービス株式会社

タイムズ24株式会社

3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年11月26日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

長居公園地下駐車場ほか8施設について指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方自治法（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 省 略

2 省 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 省 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 - 11 省 略